

交付要綱別表 1

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 創業支援事業	施設整備費、機械器具購入費、ソフトウェア購入費(汎用品除く)、広告宣伝費(チラシ、ウェブサイト作成費等)、研修費(経営に必要なスキルを習得するための別表2掲げる経費) ※顧客に貸与する事業運営における施設整備や機械器具を除く。 ※消費税等の税や振込手数料を除く。	(1) 経営に関する講義を受講し、特定創業支援等事業の証明が発行された者 ア 創業前 3分の2 イ 創業後 2分の1 (2) (1)以外の者 ア 創業前 2分の1 イ 創業後 3分の1	基本額50万円 ただし、創業前に交付申請する場合において、次の各号に該当する場合は、各号に定める額を基本額に加算した額(加算措置の適用は各号のいずれか一つに限る)を補助上限額とする。 (1) 空き店舗・空き家加算 30万円 (2) 若者加算(40歳未満) 20万円 (3) 移住者加算(白鷹町に転入後3年未満) 30万円 ※ 若者加算及び移住者加算の要件は、交付申請日(事業計画協議があった場合にあっては、当該協議申込日)を基準とする。
2 事業多角化支援事業		3分の1	基本額50万円

※事業多角化支援事業においては、事業計画書に記載した新たに取り組む事業にのみ使用するもの(従来から行っている事業に使用するおそれがないもの)を補助対象経費とする。

(別表2)

交通費	鉄道賃、航空賃、船賃、バス賃、有料道路料金、車賃(走行距離の1km未満を切り捨て1kmあたり37円)
受講料等	経営・財務・人材育成・販路開拓・資格取得など、創業支援事業又は事業多角化支援事業に関する受講案内等で定められている研修受講料・教科書代等

特定創業支援事業の証明が発行された者: 1ヶ月以上にわたり4回以上、経営・財務・人材育成・販路開拓などが身に付く講義(創業セミナーや創業塾)を受講し、白鷹町から証明書が発行されたものをいう。

※申請時はなくとも、実績報告時までに取り得できれば優遇した補助率が適用可能。(証明書が取得できなかった場合は、通常の補助率の適用となります。)